

防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第一号訪問事業短期集中
予防型サービスの検討事務及び試行サービス実施要綱

令和5年8月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、疾病等で心身機能等が低下した要支援者等が、心身機能等の低下以前に送っていた生活を取り戻すことや要介護状態への進行を防止することを目的に、運動器の機能向上等に効果のあるリハビリテーション等を行う防府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める第一号訪問事業短期集中予防型サービス（以下「短期集中サービス」という。）の見直しを検討する事務（以下「検討事務」という。）及び試行実施するサービス（以下「試行サービス」という。）に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）及び要綱の例による。

(実施主体及び実施体制)

第3条 検討事務の実施主体は、防府市とする。ただし、試行サービスについては、適切な提供体制が確保できると認められる指定介護事業所等（以下「実施事業所」という。）に委託することができるものとする。

2 検討事務のうちリハビリテーションに関する専門的な知識が必要な事項については、防府市に在するリハビリテーション専門職団体が推薦し、市長が業務を依頼したりリハビリテーション専門職の支援を受けることとする。

3 市長は、前項で検討した内容を防府市短期集中予防型サービス検討委員会に諮ったうえで、第一号訪問事業短期集中予防型サービスの内容を決定する。

(試行サービスの利用者)

第4条 試行サービスを利用できる者は、要支援認定を受けた第1号被保険者及び平成27年厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストの記入内容が告示に定める事業対象者基準に該当した第1号被保険者で、リハビ

リテーション専門職訪問アセスメント実施要綱に定める、アセスメントを受けた者とする。

(利用者申請)

第5条 利用者は防府市訪問型短期集中予防試行サービス申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用者決定)

第6条 市長は前条の規定による申請書の提出があった場合、その内容を審査し、利用者を決定する。

(決定の通知)

第7条 市長は前条の規定により利用者の決定をしたときは、防府市訪問型短期集中予防試行サービス利用決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(試行サービスの内容)

第8条 試行サービスの内容は、次の各号に掲げるものについて、試行サービス利用者の心身の状態等にあわせて3か月を目途に最大13回実施するものとする。なお、試行サービスの利用者は、試行サービスの初回と最終回に利用者の自宅等において体力測定を受けなければならない。

- (1) 社会参加プログラム
- (2) IADLプログラム
- (3) 介護予防教育プログラム
- (4) 運動機能向上プログラム
- (5) 口腔機能向上、栄養改善プログラム
- (6) 自宅訪問による生活行為指導、生活環境や道具の工夫に関する助言
- (7) その他、リハビリテーションに資する運動等

(人員に関する基準)

第9条 従事者は、健康運動指導士、健康運動実践指導者、理学療法士又は作業療法士等の運動器の機能向上の業務を実施するにあたり、経験及び専門的知識を有すると認められる者とする。

(運営に関する基準)

第10条 試行サービスの実施に係る運営は、委託を受けた事業所又は、団体

の就業規則等に準ずる。

(委託料)

第11条 試行サービス及び第8条に定める体力測定に係る委託料は、別表1で定める額とする。

(利用料金)

第12条 試行サービス及び第8条に定める体力測定に係る利用料金は、無料とする。

(賠償の免責)

第13条 試行サービスの実施及び第8条に定める体力測定に関して生じた事故による損害については、特別な理由がある場合を除くほか、市は賠償の責を負わない。

(検討事務)

第14条 検討事務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 短期集中サービスの利用対象者に関する基準
- (2) 自立支援型地域ケア会議に関する事項
- (3) 第4条から第13条に定める短期集中サービスの内容及び基準
- (4) その他、短期集中サービスの実施に必要な事項

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別表1. (第11条関係)

	サービスの回数及び時間	試行サービス利用者1人あたりの単価
試行サービス	最大13回実施 1回1時間以内	9,390円

第1号様式（第5条関係）

防府市訪問型短期集中予防試行サービス申請書

年 月 日

防府市長 様

申請者 住 所

氏 名

(対象者との続柄)

電話番号

防府市訪問型短期集中予防試行サービスを受けたいので、防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第一号訪問事業短期集中予防型サービスの検討事務及び試行サービス実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

対 象 者	住 所	防府市 (電話番号 :)				
	氏 名		性 別	男・女	生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)
	現在の状態					
本 人 の 希 望						
緊 急 連 絡 先						

第 年 月 日 号

様

防府市長



防府市訪問型短期集中予防試行サービス利用決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防府市訪問型短期集中予防試行サービスについて、次のとおり決定したので、防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第一号訪問事業短期集中予防型サービスの検討事務及び試行サービス実施要綱第7条の規定により通知します。

対象者	住所	防府市 (電話番号 :)				
	氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日 (満 歳)